

別紙

令和7年度さぬき市学校給食食物アレルギー対応委員会第2回会議 要旨

- 1 日 時 令和7年10月9日（木） 14：00～15：47
- 2 場 所 さぬき市寒川第2庁舎 203会議室
- 3 出席者 [委 員] 横尾昌彦 真鍋昌子 山下美穂
井川雄喜 棚田美佳 小野田真由美
樋口優子 鎌倉未貴 神野久子
溝渕茂樹
[事務局] 佐藤部長 横村学校教育課長
國方所長 中村副主幹
石原副主幹
- 欠席者 [委 員] 阿部知城 寺井真
- 傍聴者 1名
- 4 議 題 (1) 学校給食における食物アレルギー対応の進め方について
(2) 学校給食における食物アレルギー対応の実施について
(3) その他
- 5 会議の内容は次のとおりである。

発言者	意 見 概 要
(事務局)	ただ今から、令和7年度さぬき市学校給食食物アレルギー対応委員会第2回会議を開催いたします。 それでは、開会に当たりまして、横尾委員長より御挨拶を申し上げます。
(委員長)	(挨拶)
(事務局)	学校給食食物アレルギー対応委員会は、「さぬき市学校給食食物アレルギー対応委員会設置要綱」の規定に基づき、学校給食における食物アレルギー対応の指針の施策に関すること等を所掌事務として設置されたものです。 議事に入る前に申し上げます。 本日の会議は、公開の対象となります。 また、議事録につきましても、さぬき市のホームページに掲載して公表することとなりますので、お知らせします。 なお、本日は1名の傍聴者がいます。傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委 員)	(異議なし)
(事務局)	<p>意義がないようですので、傍聴希望者に入室いただきます。</p> <p>これより次第に基づいて議事に入りますが、本日、委員数12名のうち10名に出席いただいているので、設置要綱第6条第2項の規定により、委員会の会議が設立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>設置要綱第6条第1項の規定により、委員長が議長となるとされていますので、これより会議の進行を委員長にお願いします。</p>
(議 長)	<p>それでは、議題の（1）学校給食における食物アレルギー対応の進め方について、事務局から説明願います。</p>
(事務局)	<p>それでは、議題の1　学校給食における食物アレルギー対応の進め方について説明したいと思います。</p> <p>表紙の裏の目次をお願いいたします。</p> <p>前回の第1回会議におきまして、新しい学校給食共同調理場の開設を令和9年4月としていることから、令和7年度中をめどに、本食物アレルギー対応委員会において、食物アレルギー対応の方針について検討し、その結果を「さぬき市学校給食食物アレルギー対応マニュアル(案)」として取りまとめてることとして、「第1章　食物アレルギーの基礎知識」から「第3章　学校給食における食物アレルギー対応の進め方」のうち「1　食物アレルギー対応の対象と基準」までを議題として御意見・御質問等をいただきました。</p> <p>本日の会議におきましては、赤字で記載しています第3章の「2　受け入れ体制と役割」から、「第4章　学校給食における食物アレルギー対応の実施について」のうち「1　学校給食における対応レベル」までを議題として御意見・御質問等をいただきたいと考えていますので、よろしくお願いします。</p> <p>議題の説明に先立ちまして、前回提案資料の修正について報告いたします。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>前回の会議の際、「2　食物アレルギーのタイプ」のうち「(1) の即時型症状」の説明について委員から御指摘をいただき、御意見をいただきました。</p> <p>このことを踏まえまして、2ページから3ページにかけて記載の「1　食物アレルギーとは」及び「2　食物アレルギーのタイプ」について、事務局において、御指摘、御意見をいただいた箇所を含め、全面的に修正しましたので報告いたします。</p>

8ページをお願いいたします。

それでは、第3章の「2 受け入れ体制と役割」について説明いたします。

(1) 学校・園における食物アレルギー対応委員会の設置といたしまして、本食物アレルギー対応委員会とは別に、各学校・園において、校長・園長を責任者とし、関係者で組織する食物アレルギー対応委員会を校内・園内に設置します。

委員会では、校内・園内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し様々な対応を協議、決定します。

この校内・園内に設置する食物アレルギー対応委員会に関する基本的な考え方について、別の資料により説明いたします。

学校給食における食物アレルギー対応指針と記載した資料をお願いいたします。

この指針は、文部科学省により、教育委員会や学校及び調理場が地域や学校の状況に応じた食物アレルギー対応方針やマニュアル等を作成する際の参考資料となる資料として、基本的な考え方や留意すべき事項等を具体的に示し、学校や調理場における食物アレルギー事故防止の取組を促進することを目的として作成されたもので、本日の資料は、校内・園内に設置する食物アレルギー対応委員会に関する項目を抜粋したものです。

表紙の裏側をお願いいたします。

1 設置の趣旨・委員構成についてです。

校長を責任者とし、関係者で組織する食物アレルギー対応委員会を校内に設置し、児童生徒の情報を集約し対応を協議、決定するとともに、機器管理体制を構築して関係機関との連携、対応訓練等を行うとされています。

これに基づき、前回の会議において事務局から説明したとおり、本市の学校給食における対応の基本的な考え方の原則の一つとして、学校等における食物アレルギー対応委員会等による組織的な対応を規定しており、具体的には、各学校・園において食物アレルギー対応委員会を設置し、対象児童等への個別対応プランを作成して、全教職員が連携を図るとともに、緊急時の対応体制を整備することとしています。

なお、この各学校・園の食物アレルギー対応委員会については、令和9年4月の新調理場開設に合わせた食物アレルギー対応食提供を踏まえますと、令和8年度中には、対象児童等への個別の対応プランを決定する必要があることから、令和8年度の2学期中には設置する必要があると考えていますが、具体的な時期については、改めて提案したいと考えています。

委員構成例と主たる役割例については記載のとおりとされています。

これに基づく本市の委員構成と役割の案については、この後説明いたします。

次に、2 給食対応の基本方針の決定についてです。

各学校・園の食物アレルギー対応委員会においては、市町村教育委員会等の統一的な対応方針と個々の状況を踏まえ、給食対応の基本方針を決定するとされています。

次のページをお願いいたします。

3 面談における確認事項です。

この指針の中で、学校給食におけるアレルギー対応の開始前には、保護者との個別面談を必ず実施するとされています。

面談は管理職及び実務者（栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭、学級担任等）が必ず出席し、学校生活管理指導表の確認と学校・園の食物アレルギー対応委員会で決定した項目を保護者から聴取するとされています。

保護者から聴取する事項としては、過去の食物アレルギー発症（アナフィラキシーを含む）情報、家庭での対応状況、当該児童生徒に対して配慮すべき必要事項、薬（エピペン等）の持参希望の有無、緊急時の対応方法等が例として示されるとともに、保護者に対し提供する事項が例として示されています。

次に、4 対応の決定と周知についてです。

学校・園の食物アレルギー対応委員会を開催し、面談調書その他の資料に基づき、対象となる児童生徒ごとに、個別の対応プランを検討・決定します。

その上で、校長は、その内容を全教職員に周知徹底するとともに、保護者へ対応内容を通知し、了解を得るとされています。

次のページをお願いいたします。

6 委員会の年間計画についてです。

学校・園における食物アレルギー対応委員会の年間計画については、計画的に進めが必要とされていますが、この参考例に基づき本市における流れの案を作成していますので、次の資料により説明いたします。

資料3 学校・園におけるアレルギー疾患の児童等に対する取組実践までの流れ(案)をお願いいたします。

この流れについては、小学校入学及び幼稚園入園を契機とした場合の案として作

成しています。

これとは別に、新規発症及び転入時を契機とする場合も想定されますが、まずは、小学校入学及び幼稚園入園を契機とした場合の案について、御意見・御質問をいただきたいと考えています。

入学・入園の場合の流れとして、まず、①アレルギー疾患を有し、配慮・管理の必要な児童等の把握といたしまして、入学・入園の前年度に、保護者に対し、学校・園から、アレルギー疾患に関する調査表を送付し、就学児健康診断等の際に提出するよう依頼します。

アレルギー疾患に関する調査については、現在すでに各学校・園において実施されていると思いますが、食物アレルギー対応食提供に合わせ、新たな様式案を事務局において作成いたしました。

資料2をお願いします。

様式1－1の従来の調査項目に、様式1－1の裏面以降のとおり、食物アレルギー対応食提供に係る調査項目を加えた様式案としています。

資料3に戻って説明いたします。

次に、②対象となる児童等の保護者への学校生活管理指導表の配布といたしまして、①によりアレルギー疾患に対する配慮・管理が必要である旨の回答があった保護者に対し、就学時健康診断等の際に、教育委員会から、市の食物アレルギー対応食の提供を希望する場合は、食物アレルギー意見書を配布し、入学・入園予定校への提出を依頼します。

この食物アレルギー意見書は、学校生活管理指導表だけでは把握できない情報を医師に記載いただくもので、様式案については、現在検討中ですので、次回以降の会議で提案したいと考えています。

なお、幼稚園については、就学時健診がありませんので、別途、アレルギー疾患に関する調査表を提出する場、教育委員会から、市の食物アレルギー対応について説明をする場を設けることを想定しています。

また、中学校への次年度入学予定生徒の食物アレルギーに係る情報につきましては、小中学校の間で情報交換を行うことを想定しています。

次に、③保護者との個別面談の開催といたしまして、学校・園は、②により学校生活管理指導表、食物アレルギー意見書を提出した保護者との個別面談を開催します。

個別面談は、管理職、学級担任、養護教諭、共同調理場担当者等が参加して行い

ます。

この個別面談では、学校生活管理指導表等に基づき、保護者から過去の食物アレルギー発症（アナフィラキシーを含む）情報や家庭での対応状況、配慮すべき必要事項等を聴取し、保護者と協議の上、面談記録及び個別対応プランを作成します。

また、この個別面談は、食物アレルギー対応食の提供を希望する場合だけでなく詳細な献立表で対応する場合も開催することを想定しています。

なお、個別対応プランは、ページ下に記載のとおり学校が立案し、保護者と協議して決定するもので、学校ごとに決定される（1）から（4）までの内容と個々の児童生徒等ごとに作成される内容である（5）の内容が含まれると考えられますが、様式の案については、現在事務局において検討中ですので、次回以降の会議において提案したいと考えています。

次に、④校内・園内に設置する食物アレルギー対応委員会の開催といたしまして、学校・園は、③で作成した面談記録及び個別対応プランに基づき、個々の児童等の対応を決定するとともに、食物アレルギー対応食の提供を希望する児童等への対応については、教育委員会へ報告します。

校内・園内食物アレルギー対応委員会は、管理職、学級担任、養護教諭等が参加して行います。

次に、⑤食物アレルギー対応食の提供を希望する児童等への対応の決定といたしまして、教育委員会は、④により報告のあった児童等について、報告を踏まえて対応を決定し、児童等の保護者及び校長・園長に通知します。

その上で、⑤校内・園内食物アレルギー対応委員会における教職員の共通理解といたしまして、学校・園において、教職員全員が③の個々の児童等の個別対応プランの内容を理解します。

以上が、小学校入学及び幼稚園入園を契機とした場合の学校・園におけるアレルギー疾患の児童等に対する取組実践までの流れの（案）です。

なお、取組実践までの流れについては、この他の流れとして、中学校入学を契機とする場合の流れや新規発症及び転入時を契機とする場合などの流れが考えられますので、それぞれ異なるパターンにおける流れについて、フロー図という形でもう少し整理した上で、次回の会議の際に資料として提案したいと考えています。

資料1の食物アレルギー対応マニュアル案に戻って説明を続けたいと思います。
資料1の9ページをお願いします。

ページの上に、食物アレルギー対応委員会の役割を記載していますが、一つ目の

項目、「学校給食における食物アレルギー対応食申請のあった児童等について、面談記録・個別対応プランに基づき、対応内容（新規・継続・変更・中止）を協議して教育委員会へ報告する。」という部分については、只今、入学、入園を契機とした場合のアレルギー疾患の児童等に対する取組実践までの流れの（案）の中で説明したとおりです。

続きまして、（2）教職員の役割についてです。

役割の中でも特に重要なものについて説明いたします。

1 校長は、3つ目の項目、個人面談に出席し、アレルゲンや症状、家庭での対応状況を把握します。

4つの項目、実施基準に照らし、関係教職員と協議し対応を決定した後、全教職員間で連携を図ります。

2 教職員は、1つの項目、学校・園の対象児童等の実態を把握し、緊急時の対応についても共通理解をしておきます。

10ページをお願いいたします。

3 学級担任は、2つの項目、食物アレルギーを有する児童等の実態や個別の取組プラン、緊急時の対応について把握します。

4つ目の項目、個人面談に出席し、アレルゲンや症状、家庭での対応状況を把握します。

5つの項目、給食時間は、食物アレルギーを有する児童等の対応内容の確認を食物アレルギー対応食一覧表及びアレルギー対応食受け渡し確認票10を用いて確実に行い、誤食を予防します。

4 保健主事は、1つの項目、食物アレルギーを有する児童等の実態や個別の取り組みプラン、緊急時の対応について把握します。

5 給食主任は、2つ目から4つの項目、食物アレルギー対応食の対象児童等の保護者へ、「食物アレルギー対応食詳細献立表」・「食物アレルギー対応食承諾書」を学級担任を通じて配付し、保護者から返却された「食物アレルギー対応食承諾書」をとりまとめ、学級担任等必要な職員へ周知を行い、調理場へ提出します。合わせて、食物アレルギー対応食以外のアレルギーを有する児童等の保護者へ、詳細献立表と確認用もりつけ表を学級担任を通じて配付します。

11ページをお願いいたします。

6 養護教諭、幼稚園は学級担任は、2つ目、3つ目の項目、保護者との個人面

	<p>談を設定、開催し、面談記録を作成するとともに、「食物アレルギー個別の対応プラン」、緊急時の対応等を立案します。</p> <p>下から2つ目の項目、食物アレルギー対応食以外のアレルギーを有する児童等の保護者から返却された確認用もりつけ表の内容を、複数の職員でチェックし学級担任等必要な職員へ周知します。</p> <p>7 管理員は、2つ目の項目、食物アレルギー対応食受け渡し確認票を用いて、配達員から食物アレルギー個別配食容器等を受け取ります。</p> <p>3つ目の項目、「食物アレルギー対応食一覧表（月毎）」を用いて、対象児童等へ食物アレルギー対応食等を確実に引き渡します。</p> <p>8 栄養教諭は、1つ目の項目、食物アレルギーを有する児童等やその保護者に対し、個別指導を継続的に行います。</p> <p>3つ目の項目、各学校・園の食物アレルギー対応委員会での協議内容等について、助言を行います。</p> <p>1 2ページをお願いいたします。</p> <p>次に、(3) 教育委員会・共同調理場の役割です。</p> <p>1 共同調理場所長は、1つ目の項目、調理場における食物アレルギー対応の責任者として、さぬき市教育委員会の針の趣旨を理解し、運営事業者を指導します。</p> <p>2 共同調理場担当者は、2つ目の項目、個人面談に出席し、アレルゲンや症状、家庭での対応状況を把握します。</p> <p>6つ目から7つ目の項目、「食物アレルギー対応食詳細献立表」、「詳細献立表」、「確認用もりつけ表」、「確認用もりつけ表早見表」、「食物アレルギー対応食調理指示書」等欄内に記載の書類を作成します。</p> <p>合わせて、学校・園を通じて、保護者に毎月、食物アレルギー対応食詳細献立表」と「食物アレルギー対応食承諾書」を送付し、学校・園から返却された「食物アレルギー対応食承諾書」を確認するとともに、学校・園を通して、保護者に毎月、詳細献立表と確認用もりつけ表を送付します。</p> <p>3 栄養教諭は、1つ目の項目、食物アレルギー対応食の献立を作成します。</p> <p>1番下の項目、食物アレルギーについて、常に最新の情報を収集し、本マニュアルの改訂に向けた提案を行います。</p> <p>1 3ページをお願いいたします。</p> <p>4 運営事業者は、3つ目及び4つ目の項目、アレルギー食対応調理室で、専用</p>
--	--

	<p>の器具等を使用し、アレルゲンの混入がないように調理するとともに、「食物アレルギー対応食受け渡し確認票（個票）」等の表示を確認し、確実に配食・配送を行います。</p> <p>（4）食物アレルギー対応食の対象児童等・保護者の役割についてです。</p> <p>1 対象児童等は、1つの項目、共同調理場から配食された食物アレルギー対応食が自分のものであることをしっかりと確認するとともに、納入業者から直接配食されるパン・飲用牛乳の有無についてしっかりと確認します。</p> <p>3つの項目、提供された食物アレルギー対応食がある日は、おかわりはしない。</p> <p>4つの項目、食物アレルギー対応食は、個別配食容器のまま喫食します。</p> <p>続きまして、3 事故報告及びヒヤリハット事例の取り扱いについてです。</p> <p>安全性を最優先とした給食提供を行っているが、万が一事故やヒヤリハット事例が起きた場合は、「事故及びヒヤリハット事例報告書」により、市教育委員会へ報告します。</p> <p>対応の流れについては、記載のとおりです。</p> <p>以上で、議題の1 学校給食における食物アレルギー対応の進め方について説明を終わります。</p>
(議 長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明につきまして、御質問があればお願いします。</p> <p>一気には難しいかと思いますので、まず、前回会議の資料の訂正について質問がありますか。</p>
(委 員)	<p>前回よりも食物アレルギー対応マニュアル案の基礎知識が内容が詳しくなっているように感じましたが、また、この辺りは誰が読んでも分かるような文章の方がいいかなと、マニュアルの始まりの部分なので、最初が難しかったら最後までいけないと思います。</p> <p>前回会議のときより内容が増えているし、難しくなっていると思いました。</p>
(事務局)	<p>表現については、事務局の方で検討します。</p>
(議 長)	<p>いかがでしょうか。</p> <p>次に資料の3学校・園におけるアレルギー疾患の児童等に対する取組実践までの流れにつきましては、事務局より後日フロー図を提案いただけたことでしたが、本日は、単純に園・学校とか保護者の対応の流れを確認しながら見ていただくのがいいのかなと思います。</p>

	<p>この対応について、学校医の先生にもアドバイスをいただきながら、検討を進めていけたら事務局も助かるのではないかと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>中学校長の代表という立場でお聞きしますが、①の就学時健康診断が中学校にはありません。小学校と幼稚園の入学、入園を契機とした場合の流れであるとの説明があったと思いますが、中学校については、この後説明いただけるのか、本日は幼稚園、小学校についてだけなのか教えていただけますか。</p>
(事務局)	<p>アレルギー疾患の児童等に対する取組実践までの流れの①と②のところですが、幼稚園の入園、小学校の入学を契機とした場合の流れとしておりますが、③以降については、中学校も流れが同じになっております。</p> <p>次回会議にフロー図で流れを提案できたらと考えています。</p>
(議長)	<p>次回会議のときに中学校も含めた流れを提案いただくということで、今日は小学校・幼稚園の場合の流れをメインとして意見をいただいたらいいですか。</p>
(事務局)	<p>③の個別面談の開催以降は一緒の流れになると思います。最初の情報を得るところで若干小学校・幼稚園とは流れが違ってきます。</p>
(議長)	<p>分かりました。中学校校長代表の立場として質問をさせていただきました。</p> <p>他いかがでしょうか。</p>
(委員)	<p>小学校についてですが、取組実践までの流れの資料の中の個別面談の開催について、個別面談の参加者は、管理職と学級担任と記載がありますが、この時には学級担任が決まっていません。学校給食の食物アレルギー対応なので、給食主任が学級担任の代わりに入るのはないかと思います。</p>
(議長)	<p>個別面談の参加者ということになりますが、いかがでしょうか。</p>
(事務局)	<p>様々な想定をして、対応のフロー図を次回までに作成して提案をさせていただきます。</p>
(議長)	<p>次回のフロー図については、個別面談の参加者についても、改めて提案があるということでおよろしいでしょうか。</p>
(事務局)	<p>はい。</p>
(委員)	<p>幼稚園のアレルギー児の把握なのですが、幼稚園の入園説明会のときにアレルギー疾患の対応に関する調査表を配布していますが、入園説明会は1月後半から2月が開催時期です。9月から10月頃に、調査表を送付し、就学時検診のときに提出するよう依頼することですが、幼稚園の入園説明会は遅いうえに、幼稚園には就学時健診はありません。時期がずれてくるように思います。</p>

(議長)	ありがとうございます。
(事務局)	就学時健康診断がないのであれば、食物アレルギー調査表を返していただく場所については、教育委員会が別途もうける必要があるのではないかと考えます。
(委員)	幼稚園は義務教育ではないので、入園申込の時期は10月でその後に入園が決定していきます。1月から2月でないと入園者が決定しないので対応できない状況です。
(事務局)	そのことも踏まえ、スケジュールに応じたフロー図でお知らせします。
(議長)	中学校入学を契機とする場合の流れ、個別面談参加者、幼稚園の入園スケジュールを考慮した流れを含めて、フロー図として次回提案をいただけるということですね。
(委員)	<p>他いかがでしょうか。</p> <p>流れの中の個別面談とアレルギー対応委員会の開催について、お伺いします。面談については、アレルギー対応食の子どもだけでなく、詳細な献立表で対応する場合も開催するとなっておりますが、実際私のところでは管理表を提出している子どもが16人おります。その中には、アレルゲンが多岐にわたる子どももおりますが、アレルゲンがりんごだけという子どもで管理が難しいので、アレルゲンが1つだけでも学校の方で管理をお願いしたいという子どももいますので、そうした子どもの面談に調理場の方に参加いただくというのが、申し訳ないように思います。</p> <p>アレルギー対応食の子どもの面談は、当然入っていただきたいといけないのですが、学校で除去すればいいようなレベルであれば学校のメンバーだけでいいのではないかということを感じました。</p> <p>それから流れの中の食物アレルギー対応委員会の開催についてですが、食物アレルギー対応食の提供を希望する児童・生徒への対応については、学校や園が決定するとなっているものの、資料1 6ページ食物アレルギーを有する児童等の学校給食での対応は、学校・園に設置された食物アレルギー対応委員会で検討した後、教育委員会で決定するとされているので、流れの中の表現は学校・園が決定ではなくて、検討という言葉に揃えたらいいのではないかと思います。</p> <p>また、流れの中に、食物アレルギー対応食の提供を希望する児童等への対応の決定は、教育委員会が行うとありますが、流れの中のその前のプロセスとして、食物アレルギー対応食の提供を希望する児童等への対応について、学校・園から教育委員会へ報告するとあります。どのような内容を報告したらいいのか教えていただきたいと思います。</p>

(事務局)	<p>まず、面談の参加者については、食物アレルギー食を提供する生徒については、絶対的に参加をする必要がありますが、アレルギー対応食提供対象者以外については、再度、事務局の方で検討させていただいたらと思います。</p> <p>次に、資料1 6ページ下段の食物アレルギーを有する児童等への対応については、アレルギーの対応指針に示されていたとおり、まずは、学校の方で決定をしていた後に教育委員会の方へ報告をいただいて保護者の方へ学校・園を通じて報告するという流れになりますので、表現を修正させていただきます。</p> <p>また、学校・園から教育委員会への報告書の内容については、事務局の方で検討しておりますので、次回提案をさせていただいたらと思います。</p>
(議長)	確認をしていきます。
	面談の対象とする保護者が16名いますが、面談参加者については、今後検討していただくということでおよろしいですか。
	6ページについてです。児童等の対応は、学校・園の食物アレルギー対応委員会で検討した後、さぬき市教育委員会にて決定していくことですが、アレルギー対応委員会を検討するというのは、どのレベルまで、その子が対応食であるというところまでを各学校で決定するということですか。
(事務局)	対応食を給食で出すか、出さないかというところを学校での状況を見て決定します。
(議長)	各学校・園の状況を見て、各学校・園で決めるというのが提案なのですが、幼・小・中でどうなのかということですが、大切なところですので、どうでしょうか。
(委員)	幼稚園で養護教諭がいないので、管理職だけで決定するのは大丈夫なのかということを考えます。
	専門的な知識がある方がきてくださったならありがとうございます。給食主任と言つても職員です。
(委員)	それに関しては、校医さんの指導を受けたらいいと思います。養護教諭は医師ではないので、専門的ではありません。校医さんに相談したら対応できると思います。
	小学校の方では、保護者が希望があればそのまま希望が通ると思います。
(事務局)	現実的には、保護者が希望すればその内容で行うということになります。情報共有と言いますが、確認だと思います。
(議長)	少しイメージができたと思います。保護者から対応食を希望されます。保護者から何らかの不安を持っています。その保護者に対しては、学校は対応していきたい

	<p>ということになります。希望があるのに専門知識のない職員がないものが断るのは難しいです。現実的なラインとして希望がある児童等がいますということは、教育委員会に報告をあげることができます。最終は、教育委員会が決定するのだということを今ここで検討していきたいと思います。</p> <p>最終どこになるのかということをこの会議で決定していきたいと思います。校医さんとのやりとりは、有効だと思いますが、身近にいないので相談がしにくいということはあるかと思います。ただ、校医さんとの連携は一つの方法あります。</p>
(委 員)	<p>このアレルギー疾患の対応に関する調査表を保護者が提出するのですね。裏面の③学校給食での対応について希望すると書いてきた人を対象にということですね。</p>
(事務局)	<p>書き方を変えた方がいいのかなと思っているのですが、文部科学省の資料13ページに保護者に教育委員会等や学校の基本方針と対応内容について説明し、理解を得ますとなっております。保護者の希望を反映するのですよということをマニュアルに加えたらいいと思います。</p>
(議 長)	<p>今の答えいかがでしょうか。保護者の意向で動くということでお話をいただいています。</p>
(委 員)	<p>調理場からの対応としては、保護者からの意向で対応するという前に、調理場の対応できる範囲として市職員が説明をして、アレルギー対応食であってもいろいろな理由で対応できなかつたりすることがありますので、確実に対応できるということを確認したうえで、保護者から対応食の希望がでたら対応していくという流れですね。</p>
(事務局)	<p>そうです。</p>
(事務局)	<p>アレルギー疾患の対応に関する調査表を配布するときには、説明資料でこういうものに対しては、アレルギー対応食で対応できますとか対応できませんということをお示ししまして、保護者の方に十分理解いただく機会は持たないといけないと思います。</p> <p>これからのことになるのですが、何らかの機会を活用して、アレルギーがある人は全体の中の一部と思われますので、学校給食におけるアレルギー対応希望が出てきたときに再度、保護者に具体的に説明してご理解いただく過程を経て、決定していくことになると思います。</p>
(議 長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>今のであれば、いかがでしょうか。少し具体的なところは出てきたかなと思います。</p>

(委 員)	アレルギー疾患の対応に関する調査表に別紙がつくのですね。
(事務局)	これだけではありません。アレルギー対応の説明資料がつきます。
(議 長)	これを渡すときに別紙がつくのですね。
(委 員)	様式1－2がありまして、こちらのところに質問項目がありますので、別紙の資料で質問項目に対して説明していただけると考えたらいいのですかね。
(委 員)	最初、様式1－1を渡して、アレルギー疾患がないと言えば調査は終わりですよね。あるとなつて対応食を食べるとなると、様式1－2も記載してもらうということですね。
	様式1－2を記載してもらっても1や2の要件にあてはまらなかつたら、調査は終わりですよね。弁当を持参しますというところで終わりですよね。
(議 長)	ありがとうございました。他はいかがですか。ここはたぶん、みなさんクエスチョンがいっぱいについて難しいのでどうでしょうか。
(委 員)	アレルギー対応食の対応は、幼稚園入園を契機とする場合のスケジュールがタイトだと思っていて、4月入つたらすぐに給食が始まってしまうので、アレルギー対応食を食べるということについて対応できるのですか。食数は少ないと思いますが。入園説明会が2月の半ばなので、そこでアレルギーがあるということが分かつてそこから個別の学校生活管理指導表をもらってくる。そうしたら時間はたつていいので、個別の面談ということになれば保護者も仕事をしているので、対応が決まるのが3月末くらいになるのではないかと思う。
	今までアレルギー対応食の提供ができませんということだったので、大丈夫だったのですが、アレルギー対応食をしてもらえるとなつたときに、急に喫食しますというのは大丈夫なのでしょうか。
(事務局)	これからスケジュール的なことになろうかと思いますが、年度末にアレルギー対応食に対応してくださいとなつたときに、4月からの給食は間に合わないので、5月からになりますということはありえると思います。
	もし、アレルギー対応食を希望する場合は、例えば、前月までに決定とか2か月前までに決定ということになるかと思います。
	スケジュールについては、今後、アレルギー対応食の申込期限等を検討する必要があるのではないかと思います。
(事務局)	4月だけアレルギー対応食提供を多めに見込んで対応することは可能でしょうか。

(委 員)	<p>実際、対応するということは安全面と保護者の方とやり取りがきちんとできることが大切だと思います。</p> <p>ある程度期限を決めて4月1日までに話があったときは、4月15日から対応しますというようなことになろうかと思います。連絡調整ができる時間をいただいたうえで、対応るのがいいのではないかと個人的には思います。</p>
(事務局)	<p>学校生活管理指導表や医師の意見書の提出までに最低いついつまでかかります。最速でいついつから喫食できますというようなことですか。</p>
(事務局)	<p>そういうものがあった方がいいと思います。</p>
(委 員)	<p>今回だけではなくて、この先、途中でアレルギーを発症しましたというふうなこともあろうかと思いますので、安全性を見越して、お互い連絡調整も見越したうえでの期日というのを設けていたほうがよいのではないかと思います。</p> <p>この人速かった、この人遅かったというのはダメだと思います。</p>
(事務局)	<p>今の幼稚園のスケジュールについて、最速でどのくらいからアレルギー食を提供できるかを検討していきます。</p>
(委 員)	<p>例えば入園申込をした際に、調査表を記載してもらって、あてはまるなら生活管理指導表をお渡ししていつまでに持ってきてくださいという対応をすることも可能なかなと思います。</p> <p>今週が入園申込なのですが、できるのであれば、入園は決まってはないのですが、早い段階で対応できるのではないかと思います。小さい子ほどアレルギーが重いし、保護者さんも大変かなと思いますので、4月からのアレルギー対応をしていただいた方がありがたいと思います。</p>
(委 員)	<p>幼稚園の流れが分かっていないのですが、10月半ばに入園申込があって、その時点で様式を渡していただいて、2月の入園説明会の時には入園が決定しているということですか。</p>
(委 員)	<p>入園説明会をする前には決定していると思います。</p>
(委 員)	<p>何月頃決定通知をだすのですか。</p>
(委 員)	<p>入園の申込期限は決まっているのですが、それを過ぎたからといって入園申込ができないということはありません。随時申し込みをしてくるのですが、申込があつたときに、今まで入園説明会でアレルギー疾患の対応に係る調査表を配布していましたが、これを入園申込の際に配布することが幼稚園も学校給食なので可能かなと思っています。</p>

(委 員)	10月までにアレルギー対応の希望が決定しているのであれば、そこから面談をして管理指導表をとって情報をいただいていれば、4月から何らかの対応はできるのではないかと思います。
(議 長)	<p>ありがとうございます。</p> <p>幼稚園からの実情は伝えていただいて、仮に作成しているスケジュールについては、これを目安にすると難しいのではないかという幼稚園からの意見。また、調理場としてもこれだけの準備はいるのだということをお互いの立場でお話をいただきましたので、4月から提供したいという幼稚園からの思いをくんでいこうとすれば、逆算して、この後この相談を検討していくながら、調理場を含めて4月からしたいということでスケジュールに反映してやっていけばいいのかと思います。</p> <p>また、転校生があったり、途中からアレルギーが発症したりした場合については、申込があつてからどれくらいの期間が必要になるか、調理場が提供開始するまでの連絡調整ができる期間が必要というところは、調理場の思いを聞いていただいて、調理場も安心して提供できる期間を見つけていくということがこれから検討だと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>他いかがでしょうか。</p>
(委 員)	<p>アレルギー疾患の対応に関する調査表、様式1－1の裏面のアレルギーがあるかどうかということを聞いて、アレルギー対応を希望するとしたときに、「(2) 現在の給食について、あてはまる事項に○をつけてください。」という質問は学校がほしい内容ではありません。学校として何がほしい内容かというと、「給食の対応について何を希望しますか。」ということになると思います。この欄の中で、保護者の意向確認したいのです。「1他の児童等と同じ給食を食べている。」ではなくて、「1他の児童等と同じ給食を食べる。」というふうに1～5まで修正して、対応給食を希望するとなったときに、次の流れに入っていくようにしていただけたら保護者の意向が分かるのです。現在の何を食べているかというのは、現在の給食はこんな感じということは分かるけれども、学校としてはアレルギー対応の何をどんなふうに対応するのかというところがほしい内容だと思います。</p> <p>「現在の給食」ではなくて、「給食の対応についてあてはまる事項に○をつけてください。」で「1他の児童等と同じ給食を食べる。」「2児童等が自分で除去する。」「3毎日弁当を持参する。」「4献立により、弁当を持参する。」「5対応給食を希望する。」というのであれば、後に続いていくと思います。5に○をした人だけが、対象になるというかたちになります。</p>
(委 員)	その前の質問（1）でアレルギー対応の希望の有無をきくので、希望する場合は、

	質問（2）はいらないのではないでしょうか。
(委 員)	学校給食の中で、自分で除去するとしても、教室の中で、管理はしないといけないので、どんなふうにていったらよいかということは、必要だと思います。
(委 員)	幼稚園児にしたら自分で除去するということは無理です。また、新入園てくる子は給食を食べていないので、この情報は分かりません。アレルギー対応を希望する場合は、質問（3）にとぶ形にしたらどうでしょうか。質問（2）は面談で聞き取る内容だと思います。ここに記載が必要でしょうか。
(委 員)	保護者の意向で「他の児童等と同じ給食を食べる。」としてもできない場合もありますよね。
(委 員)	管理指導表を出さない人もいます。管理指導表を出すことを前提にしているのですか。管理指導表が出た人だったら面談はするけど、出さない人だったら面談はしないのですか。
(委 員)	今までのアレルギー疾患に関する調査表でしたら、アレルギー疾患はあるけれども、学校での特別な配慮が必要ないという人は管理指導表を出していませんよね。 事務局の案では、アレルギー疾患があって学校での特別な配慮がいる人は全員管理指導表を出してくださいということになっていたので、その人たちがアレルギー対応食の対象になっていくのですよね。 管理指導表を出していない人は、アレルギー対応食の対象にはならないのですよね。
(議 長)	別扱いにしなくていいと思います。
(委 員)	アレルギー疾患はあるけれども、学校では配慮はいらないということですね。 様式1－1の質問①で、アレルギー疾患はあるが学校で特別な配慮は必要ないと回答した場合は、調査が終了だったと思います。
(議 長)	配慮がいらないのであれば、学校給食で対応する必要はありません。 医者の管理指導表を見て、また、どういうことを希望しているかを確認するということで、できるかできないかは別として、希望があるかないかを確認することですね。 様式1－1裏面の質問（2）の取り扱いについて、いかがでしょうか。これには、聞いてみないと分かりませんが、現状を知るという考えかも知れません。 質問（2）は現状としてはいらないのではないかという意見が一つあって、幼稚園も小学校も含めてその前のアレルギー対応を希望しないという回答があつたら調

	査は終わり、希望する場合でも面談のときに聞き取りすることとして質問（3）にとんでもいいのではないかということ。質問（2）を活かすのであれば表現を変更して、「食べている」ではなくて「食べる」という形で現状ではなく希望をきくことにしたらどうかというのが今の質問の意味だと思います。ただ、事務局として知っておくことがいいのだとしてもうかと思いますので、お答えいただいたら今の質問の答えになると思います。
（事務局）	お伺いした意見について、再度内容を検討しまして、検討させていただきます。
（事務局）	新入生の場合ですよね。現在の給食についてですが、調査の時点で食べていない子もいると思いますので、ここに回答するのは難しいかなと思います。幼稚園で給食食べている子については、ある程度記載できるかなと思いますので、再度、事務局の方で検討して、次回以降の会でお答えさせていただいたらと思います。
（議長）	ありがとうございます。他よろしいでしょうか。
（委員）	<p>様式1－2ですが、「1卵・乳・小麦・えびの4品目以外に食物アレルギーはありませんか。」の問い合わせの後に、さぬき市の食物アレルギー対応の対象と基準の説明があって、流れは分かるのですが、「食物アレルギーはありませんか。」ではなく、さぬき市の食物アレルギー対応の原則ですので、この要件でアレルギー対応食の提供を希望しますかというような質問が適切ではないでしょうか。</p> <p>さぬき市のアレルギー対応食は、卵・乳・小麦・えびの除去食または代替食となります。原則、「完全除去」とします。（調味料・だし・添加物等は除く。）微量混入の可能性は、完全には排除できません。そば、落花生、かに、くるみは給食には使用しません。という要件を前提に、こういうアレルギー対応食を提供するので、この要件を納得したうえで提供を希望しますかということを聞くべきであって、この4品目のアレルギーはありませんかという質問は違うように思います。</p> <p>この要件で希望しますかというような流れにした方が、分かりやすいような気がします。</p>
（委員）	原則として、この4品目以外のアレルギーはありませんかという問い合わせには、「はい」、「はい」でいいのですが、除去食、代替食については、コンタミネーションがある可能性がありますということを理解しているかどうかという確認の設問にすべきであって、一つの質問項目にしてしまうと困ると思います。
（委員）	同じ設問にしてしまうとコンタミネーションがあるという人も「はい」という回答になりますね。4品目のアレルギーありませんかで1回聞いて、その次にさぬき市の対応はこういうことなので、コンタミネーションの可能性はあるけれども、いいですか「はい」と回答するのであれば、次の質問に進んでもいいと思います。

(委 員)	「希望しますか」という問い合わせ方がいいです。
(委 員)	「希望しますか」という問い合わせに、「はい」「いいえ」だったら調査は終わりということになります。
(議 長)	もう一つ設問をいれた方が分かりやすいかなと思います。設問が1、2、3という3段階にして、一つ段階を増やすことにより、「それでも希望しますか」という確認の問い合わせをすることができます。
(委 員)	その流れの方がわかりやすいかなと思います。
(議 長)	誤解が生じない形にしないと、受けとりによって保護者の考え方方が変わるという怖さがあるのかなと思います。
(委 員)	アナフィラキシーを持っている子だったら、怖いですよね。コンタミネーションがあると。
(議 長)	これは御提案だと思いますので、検討していただきます。そちらの方が間違いないということです。ありがとうございます。 他、資料3の関連についていかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、資料1、9ページの役割のところで、いかがでしょうか。 よろしいでしょうか。もう一回、見直してみて何かあれば次の会のときに事務局から提案していただく、または事前に事務局に連絡を入れておいて次の会に回答いただくという形で進めさせていただきます。いろいろな御意見ありがとうございました。それぞれの立場がありますので、ありがとうございました。
(議 長)	それでは続きまして、議題の（2）学校給食における食物アレルギー対応の実施について、事務局から説明願います。
(事務局)	それでは、議題の2　学校給食における食物アレルギー対応の実施について説明いたします。 1　学校給食における対応レベルについてです。 食物アレルギー対応の実施に当たっては、前回会議において説明いたしました安全性確保のため食物アレルギー対応指針の大原則に則り、市が定める原因食物の完全除去対応とすることから、対応レベルとして、食物アレルギーの症状とアレルゲンの種類に分けて、【レベル1】詳細な献立表対応（弁当なし）、【レベル2】詳細な献立表対応（弁当あり）及び【レベル3】食物アレルギー対応食の提供の3つのレベルに分けて実施します。 レベル1、レベル2については、ともに、対象者を、微量でのアレルギー症状の

	<p>発症の危険がある児童等、アレルゲンが多岐にわたり、学校給食の調理での対応ができない児童等、アレルゲンが本市の実施している対応アレルゲン以外である児童等といったますが、対応方法については、レベル1は、アレルゲンが含まれた料理を食べないという対応、レベル2は、除去または代替対応が困難な場合、その献立に対してのみ部分的に弁当を持参する対応を行います。</p> <p>なお、レベル1、レベル2ともに、保護者に対し、事前に、詳細献立表と確認用もりつけ表を送付し、献立の内容を各家庭に事前に周知し、保護者は献立を確認した後、喫食の可否を学校・園へ提出します。</p> <p>16ページをお願いいたします。</p> <p>次に、レベル3については、調理の過程で、原因食品を除いた給食を提供しますが、主食、主菜で原因食品を除くことができない場合に、それに代わる食材を補い提供いたします。</p> <p>対象者は、前回の会議で説明いたしました、7ページに記載の本市の食物アレルギー対応実施基準を満たした児童等とし、方法については、食物アレルギー対応食のみを、個人配食容器に入ったまま直接食べる方法とします。</p> <p>なお、学校給食における取組実践までの流れについては、先程説明したとおり、次回の会議において改めて提案したいと考えています。</p> <p>以上で、議題の2 学校給食における食物アレルギー対応の実施についての説明を終わります。</p>
(議長)	ありがとうございました。
(委員)	ただいまの説明につきまして、御質問があればお願いします。
(議長)	小学校なのですが、学校で食物アレルギーの対応を行うのは、管理指導表を出した子だけですよね。小学校では管理指導表は出さないけれども、弁当を持って行くから承諾くださいということもあります。全部が全部、管理指導表が出ません。でも、アレルギー対応は、それなりに希望があるので、学校なりにできることはしています。今説明のあった詳細な献立表対応の子で管理指導表が出ていない子がたくさんいます。さぬき市としては、管理指導表が出ている子にだけ対応ということで考えたらいいのですか。
(議長)	そういうことです。
(委員)	管理表の有無できてしまふんですね。
(議長)	管理指導表が出ていない子に学校での対応をしているのですか。

(委 員)	管理表は出さないけれども、詳細献立表を見て自分で対応しますという保護者の方がいます。
(議 長)	アレルギー対応なのですか。
(委 員)	アレルギーだと思います。子どもが大きくなっているし、毎年のことなので管理指導表の提出はしないという保護者がいます。途中で管理指導表をやめるという保護者もいます。管理指導表を出している子と出していない子の差があきらかに大きいかというと変わりません。それだったらわざわざ出さなくてもという保護者がいます。高学年になるほど管理指導表を出さなくても今までの対応は希望するという保護者がいるので、これを機に管理指導表を出している子だけを対応していくということです。
(委 員)	アレルギー疾患があって学校での対応が必要な場合、詳細献立表を送付する必要があろうかと思いますが、現状をお聞きして、考えていかなければならないと思います。
(事務局)	基本的な方針を示す必要があると思いますが、御意見をお聞きしながら決めていきたいと思います。
(事務局)	調理場としては、アレルギー対応で弁当を持参している子が何人いるのかどうか具体的には把握していない状況であります。今後はある程度調理場として把握しながら給食提供をしていかないといけないこともあります。
	学校現場として、アレルギーがあり管理指導表が出ていないけれども弁当を持ってきているということは把握していますが、調理場では分かっていません。調理場が把握している給食を食べずに弁当を持ってきている子と実際の数字は違うので、アレルギー対応の給食を提供していくときにはしっかりと把握したいと思っています。
(議 長)	小学校では管理指導表が出ていない子でお弁当を持ってきている子どもは、多いのですか。
(委 員)	多くはないが、ゼロではありません。
	去年出していても、今年は同じだからと言って、毎年出さないといけないけれども出しません。
(議 長)	学校と保護者で話ができるということでいいですか。少なくとも教育委員会がダメというものではなくなってきています。学校内で保護者との関係の中で対応を行っているということですね。
(委 員)	学校としてはあまりよくないと思っておりますが、きっちり徹底できたらとは思

	います。
(議長)	学校としてはなかなかそれをするのは難しいということですね。
(委員)	難しいとは思いませんが、実際管理指導表をもらいに病院に行くのは保護者なので、行くかどうかは分かりません。
(議長)	お弁当の持参者把握ということですか。学校に調査がくるということですね。
(事務局)	具体的に言いますと、給食費が無償となった場合に、給食を食べる子には無償化しますが、お弁当は給食に入っていないので、給食費相当を支給するかどうか検討することも必要かも分かりません。
(議長)	今の話はアレルギー対応の話とは違うのですね。
(事務局)	アレルギー対応の話とは違うのですが、調理場の業務として無償化したときのアレルギー対応で弁当を持ってきている子に給食費相当分を支給する事業もありますので、だれが給食を食べて、だれがお弁当を持ってきているか調理場として把握しておきたいということです。
(委員)	宗教上の理由で詳細献立がほしいという人がいます。
(議長)	宗教上ですか。
(事務局)	宗教上ですか健康志向でという人が、いろいろな理由で給食を食べずに弁当で対応している方がいらっしゃると聞いています。
(議長)	今日はアレルギー対応の会ですので、アレルギー対応についての問い合わせにしたいだきたいと思います。
	ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
(委員)	皆さんにお聞きします。給食のおかわりというのはするのですか。
(委員)	しません。
(委員)	資料の中に、食物アレルギー対応食の提供を受ける子どもは、おかわりしないことがあります、アレルギー対応では量がないからおかわりはしないということですか。コンタミネーションがあったらいけないとかという理由ですか。
(委員)	給食のおかわりについては、アレルギー対応食については、おかわりはしないということで、進めたいと思います。
	何かの思い違いだったりして間違えて食べてしまった場合に事故が起こりかねないこともありますので、給食の対応食を作るにあたっておかわりはしないということと、提供した容器で食べてもらうということは、調理場として責任を持ってるところなので、今回徹底したいと思っております。

(事務局)	アレルギー対応食は個別の容器で提供するのですね。
(委 員)	お弁当のような形で持っていくように考えています。 他のアレルギーの対応食の提供事例では、卵の除去の場合、スープだけ別に配食して、ごはんやおかずは教室で配食しているのですが、今回はすべて準備をして一食分としてお弁当の形で持っていくことにしています。おかわりはしないということで保護者方に御理解をいただいて、提供できたらと考えています。
(事務局)	このことについては、書き方を変えましょう。 おかわりをしないというのは、違和感あると思います。余りがあるならおかわりということにもなりますので、配食された給食以外のものはないというような書き方がいいと思います。
(委 員)	給食には余分は入っていないのですが、少ししか食べない子がいるのでその分余ってきたからおかわりができるだけで、全部つぎ分けたらおかわりはありません。
(委 員)	理由はよくわかったのですが、アレルギーがある人との人で差があるような印象の書き方になっています。
(委 員)	給食は一人分ずつ計量して想定されている量を提供しているということを知っています。過不足のない量の栄養を提供しているということころを事前にご承知いただいて、おかわりはないということを理解してもらいたいと思います。
(委 員)	お話をされたことはよく分かりました。この文面だけでは分かりにくいと思います。
(委 員)	お弁当用の容器を見ていただけますか。
(委 員)	これが一人用として提供対象者の名札がついて配食されます。
(委 員)	トレーとお箸については、アレルギー対応食とまとめることが難しいのと、何人分必要かわかりませんが、弁当箱の中にアレルギー対応食と一つにすると一人分が大きくなり、置く場所も必要になるので、共通のものを使用しないといけないかと思っています。 毎日きれいに洗浄しているものという前提がありますので、問題がなければこれでいかせていただいたらと思います。
	いろいろな容器があり、スープポット的な容器もありますが、そうすると食べにくいので、少しでも食べやすいよう弁当形式にしております。
	給食の品目としては、主食、主菜、副菜、お汁、デザートがつきます。5品を想定していますので、5品分の容器が一つのお弁当バックに入るようにしてアレルギー対応の児童等にお届けして食べてもらうということを想定しています。

(議長)	中学校から幼稚園まで容器の大きさはこの大きさですか。
(委員)	大きさが他にないのです。
(委員)	3歳児には重いと思います。
(委員)	大きさがないのが、ネックなのです。中学校がこれ以上小さくなると量が足りなくなります。これではギリギリだと思われます。
(議長)	中学校の量とだいぶ違つてくるので、難しいですね。
(委員)	パンはどうするのですか。
(委員)	パンは学校への配送になりますが、アレルギー対応食の提供対象者は食べません。一番大きな容器にごはんを入れて持っていくようになります。 お弁当箱は、和え物とか果物は保冷材を入れて持っていくことにしていますが、バックの中で冷たいものと温かいものが混在してしまうことになりますので、少しでも管理ができるものとして考えています。
(議長)	おかわりの理由については、皆さん理解したと思います。 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
	それでは、続きまして、議題の（3）その他について、事務局より何かござりますか。
(事務局)	事務局からはありません。
(議長)	ないようでありますので、以上で本日の議事を終了いたします。 これをもちまして、議長の役目を終わらせていただきます。進行は事務局の方へお返しいたします。
	御協力、ありがとうございました。
(事務局)	委員長ありがとうございました。 次回の会議は、令和7年12月18日（木）14時から16時までの日程で、この会議室で開催したいと存じます。 会議の前には御案内を差し上げますので、御多忙とは存じますが、何卒よろしくお願ひいたします。
	それでは、以上をもちまして令和7年度さぬき市学校給食食物アレルギー対応委員会第2回会議を終了いたします。ありがとうございました。